# DynaSmart / DynaSmart Plus ライセンス約款

ダイナコムウェア株式会社(以下「弊社」といいます。)は、本約款の期間中に限り、DynaSmart/DynaSmart Plus のライセンス認証を受けた法人または個人(以下「お客様」といいます。)に対し、DynaSmart/DynaSmart Plus で提供するフォント(以下「本フォント」といいます。)を、本約款に定める条件で非独占的に使用する権利を許諾します。

### 第1条 使用条件

- 1. お客様は、本約款に従い、本フォントをハードディスク等の記憶媒体にインストールする場合、本約款で許諾された数量を上限とするコンピュータの台数にのみインストールし使用することができます。本約款で許諾された数量は別途弊社が交付する「ライセンス証明書」に記載いたします。
- 2. お客様は法人、個人を問わず日本国内に住所があることを条件とします。
- 3. お客様は、本フォントを個人的な目的または本約款に同意した団体および企業内に限って使用することができます。但し、第2条に該当する場合はこの限りではありません。
- 4. お客様は本フォントのご利用に関して、お客様の使用目的が有償・無償(商用・非商用)にかかわらず、ご 使用方法により別途許諾契約・費用が必要となる場合がございます。
- 5. お客様は本フォントを使用して、前項  $(1\sim4)$  に規定する使用許諾内の範囲で、かつ第2条 (禁止事項) に抵触しない範囲で、複製した成果物を、次に例示する方法で利用 (商用目的の利用を含む) することができます。 ①印刷物の制作 (広告、カタログ、チラシ、DM、ステッカー、商品パッケージ、ノベルティグッズ、看板、のぼり、ポスター、パネル、印鑑、スタンプ、表札、印刷物に値する各種 PDF など)

ただし、中国語書体は商用印刷及びデザインは日本国内に限ります。日本国内で印刷し、日本国外に持ち出すことはできます。「中国語海外印刷オプション」をご契約の場合、上記に限らないものとします。

- ② Web サイトのデザイン制作
- ③電子書籍での使用

上記の例示以外のご利用に関しては、別途「許諾契約」が必要となる場合がございます。

### 第2条 禁止事項

- 1. お客様は、本約款に反して本フォント及び付属ドキュメントを複製、転記することはできません。
- 2. お客様は、本フォントのリバースエンジニア、逆アセンブル及び逆コンパイルを含め、いかなる方法によっても、本フォントを改変、結合、修正したり、本フォントから生成されたデータを元に新たな書体データを作成することはできません。
- 3. お客様は、本フォントまたはその複製物を第三者に譲渡、貸与、リース、又は再使用許諾することはできません。
- 4. お客様は、本製品の著作権表示及び登録商標表示を除去したり、不明確にしたりすることはできません。
- 5. お客様は、本フォントのアウトラインデータを ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ) やサーバに インストールしてご利用もしくはそれに類する方法で販売・頒布・貸与または再使用許諾することはできません。
- 6. お客様は、 本フォントを使用して商標登録等、法的保護を受けるロゴタイプを作成することはできません。
- お客様は、本フォントを使用して販売、頒布、賃貸、貸与などの目的でデジタルデータもしくは映像等を作成することはできません。
- 8. お客様は、本フォントをデジタルコンテンツ(携帯電話待ち受け、着替メニュー、デコメール、各種ソフトウェア、他)、ゲームなどのデジタル作品に格納したり、商業放送に使用すること、デジタルサイネージに使用することはできません。
- 9. お客様は、本フォントおよび本フォントを画像化したものを組み込み製品に使用またはインストールすることはできません。
- 10. お客様は、本約款同意時の団体および企業以外の第三者に契約名義を変更することはできません。
- 11.第2条5項、6項、7項、8項、9項は弊社との二次使用に関する契約を締結する事により使用可能になります。
- 12. その他お客様の使用目的が有償・無償(商用・非商用)にかかわらず、ご使用方法により別途許諾契約・費用が必要となる場合がございます。

#### 第3条 著作権

本約款で提供されるフォント及びマニュアル等の付属文書に関する著作権等の知的財産権はすべて DynaComware Twan Inc. に帰属し、それらは日本国著作権法及び国際著作権条約ならびにその他の関連して適用される法律及 び国際条約条項によって保護されます。

### 第4条 保証及び責任の制限

- 1.弊社は、本フォントに関する重大な内容の誤り(バグ)や使用方法の改良など、弊社が必要と認めた情報のみをお知らせし、これをもって弊社の唯一の責任といたします。その他許諾ソフトウェアに関するいかなる保証もいたしません。本製品の選択導入はお客様の責任で行っていただき、本製品の使用およびその結果についても同様とします。
- 2.弊社および本フォントの原供給元は、本フォントの不適合・不具合により、お客様が直接損害を受けた場合は、弊社がお支払いを受けた対価の限度でのみ損害を賠償いたします。その期間はお客様が本フォントを購入してから1年以内とします。なお、お客様のデータ消失、付随的・間接的損害もしくは特別損害、逸失利益、事業の中断、又は第三者からの請求については一切責任を負いません。

# 第5条 有効期間

- 1.本約款の有効期間は、お客様が本約款を受領した日から効力が発生し、約款記載の有効期間が終了するまで継続します。ただし、約款期間満了前に終了された場合はこの限りではありません。
- 2. お客様が本約款に違反したとき、または弊社の著作権を侵害したときは、弊社は本約款を解除し、お客様のご使用を終了させることができます。

### 第6条 約款終了

- 1. 本約款が終了した場合、お客様は速やかにインストールされた本フォントを弊社が定める方法に従いコンピュータから削除しなければなりません。なお本フォントの削除が正式に完了した場合、PC 削除証明が作成されます。
- 2. 本約款終了1週間以内にお客様のご負担で解約申出時に弊社よりお送りする解約同意書、並びに前項のPC 削除証明を弊社に提出しなければなりません。

#### 第7条 遵守事項

- 1. お客様は、同意したライセンス数の範囲内で本フォントをコンピュータにインストールする事を管理しなければなりません。ライセンス管理に関して、弊社より要求された場合、30日以内にインストール状況の調査報告書、ライセンス証明書等の写しの提出を含め書面により証明しなければなりません。証明について合理的な疑いがあり、弊社が必要かつ適切とみなした場合には、お客様に対し、事前に通知を行うことにより。随時コンピュータ、ハードディスク、またはその他のパックアップ媒体及びその他の書類について調査する権利を有し、お客様はこれに応じる義務を負うものとします。弊社は、かかる調査をお客様の事業所だけでなく弊社が必要と認めた場所で実施することが出来るものとします。
- 2. お客様は、本約款の期間中に住所、管理担当者等のお客様情報に変更があった場合は速やかに弊社へ報告しなければなりません。

#### 第8条 無効化手段等

弊社は、本約款の有効期間に基づく時限装置等を含む技術的無効化手段を本フォントに抱合させることが出来ます。この無効化手段により本約款が終了した場合などに本フォント等を無効化することが出来る権利を有します。お客様は、かかる無効化手段が実施された場合でも、一切の意義を申し立てないものとします。また、弊社は本フォントが本約款及びライセンス証明書等にて指定されている使用の許諾及び有効なライセンスの範囲で使用されるために、如何なる技術的手段を適時追加することが出来るものとします。

### 第9条 一般条項

本約款は、本製品に関する全ての合意や取り決めを定めたものとします。

## 第10条 その他

- 1.本約款は、必要が生じた場合には変更することができるものとします。本約款を変更する場合、民法 548 条の 4 に基づき行い、弊社ホームページ等への掲載、その他相当の方法により周知します。
- 2. 本約款で定められていない事項に関しては、著作権法および関連法規に従うものとします。

# 第11条 (準拠法および合意管轄)

本約款、並びに本約款の各条項の効力、および解釈は日本法に支配されるものとし、本約款に関する全ての紛争については、日本国東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。